

「『真に』子どもにやさしい国をめざして」

～全ての子どもに温もりのある家庭を～

令和4年度 北海道里親研修大会・全国里親会北海道地区里親研修大会

2022年9月4日

元厚生労働大臣 塩崎恭久

「要保護児童の社会的養育問題」との出会い

- 1990年代央：宇和島市の児童養護施設「みどり寮」・谷松豊繁理事長（全養協第6代会長）の導き
 - 「施設入所の子ども達の半数強は虐待が原因。」
- 「NAISグループ」勉強会 → 自民党内勉強会 → 自民党議連 → 超党派議連
- 2015年4月：「戦後の要保護児童福祉政策は、戦争孤児対策（浮浪児対策）の延長線上で来てしまった。」（衆・赤坂宿舎での勉強会）
 - ⇒ 「保護」から「**養育**」へ
 - ⇒ 「**権利主体性**」と「**家庭養育原則**」へ
- 2016年：「平成28年抜本改正後の日本の行うべきことは、施設への新規入所を原則停止すること。」
（英国バーナードス元CEO ロジャー・シングルトン卿）

愛着理論 (Attachment Theory)

- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」
- ➡子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。

養育里親名簿登録通知書

令和4年2月22日



養育里親名簿登録通知書

令和4年2月22日

塩崎 恭久 様
塩崎 千枝子 様

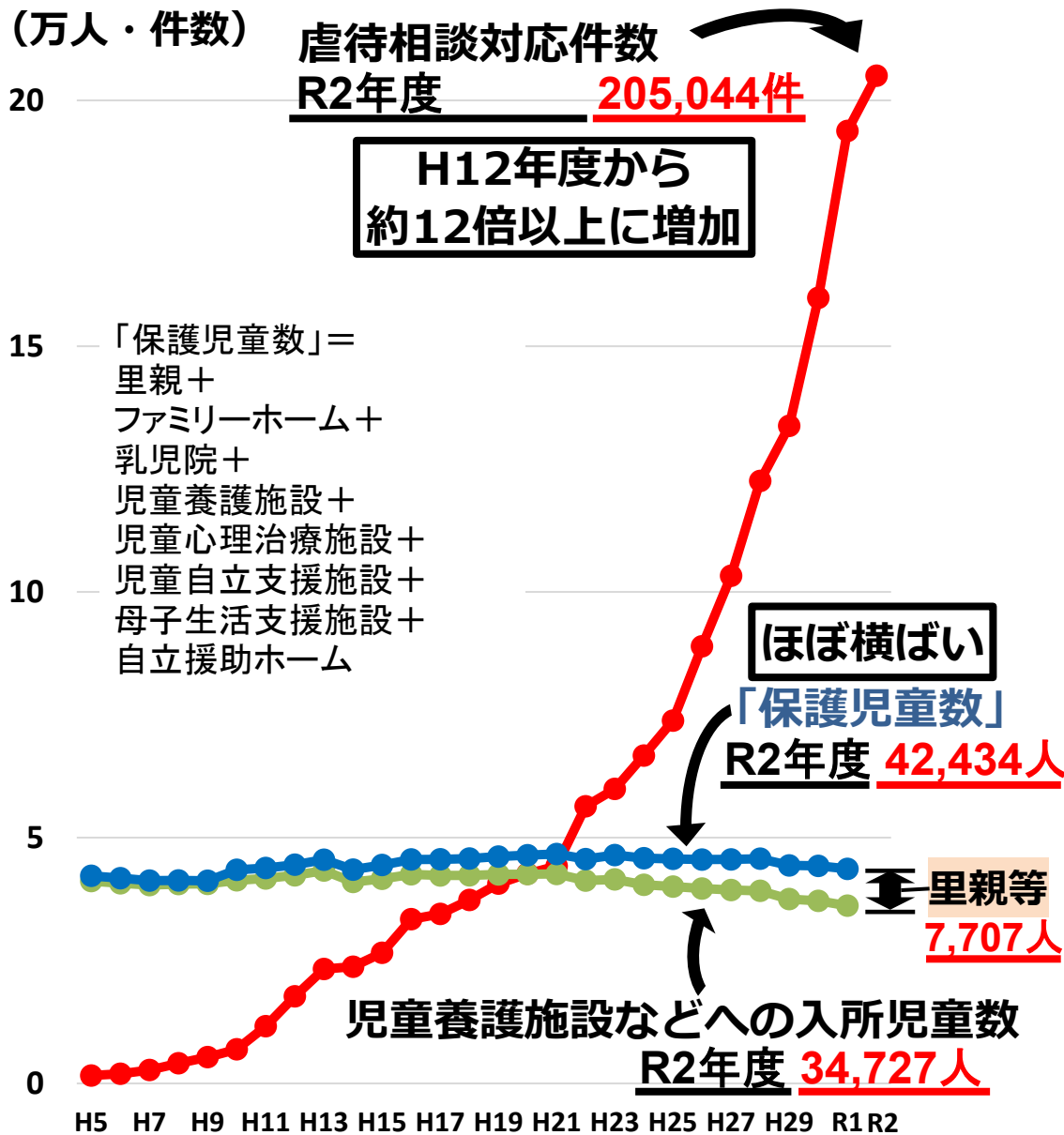
愛媛県知事 中村 時広



申請者	氏名	塩崎 恭久	性別	男・女	生年月日	昭和25年11月7日
	氏名	塩崎 千枝子	性別	男・女	生年月日	昭和26年10月31日
登録番号	298		登録年月日	令和4年2月16日		
			有効期間満了日	令和9年2月15日		
不登録の場合にあつては、その理由						

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？



国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care" より抜粋

(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

なぜ日本だけが「保護される児童」が少ない？

日本の単位児童人口当たり「保護児童数」（児童人口10,000人当たり）は、他の先進国と比べ、**1/3～1/6**、と圧倒的に少ない。
(英国56人、ドイツ74人、米国66人⇔**日本17人**)

考えられる理由

子どもを保護する体制が、量・質ともに全く不十分ではないか。

① 児童相談所の箇所数が少な過ぎないか。

	「児相の密度」
ドイツ	人口約16万人に1か所
英国	人口約37万人に1か所
日本	人口約55万人に1か所

② 虐待対応現場での専門対応人材・数も少な過ぎないか。

虐待相談対応件数(205,044件)/児童福祉司(5100人) = 約40件/人
(令和2年度<速報値>)

③ 国、自治体、施設等とも、虐待対応人材の専門性に課題。

➡国家資格としての「**こども家庭福祉士(仮称)**」導入は必須。

網の目が粗すぎる日本の児童相談所設置

	日本	アメリカ	イギリス(イングランド)	ドイツ									
人口	1億2610万人(R2)	3億2780万人(H30)	5560万人(H29)	8270万人(H29)									
根拠法	・児童福祉法 ・児童虐待防止法	・児童虐待防止対策法(連邦) ・独自の法的、行政的なプログラム(各州)	・1989年児童法 ・2004年児童法	・社会法典第8編 ・児童保護法 ・民法 ・刑法									
児童虐待の定義	保護者がその監護する児童について行う以下の行為をいう。 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	・児童虐待とネグレクト ・性的虐待	法律上、虐待に特化した定義なし。	・法律上の明確な定義なし。 ・民法第1666条第1項において、「子の福祉の危険」について身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトに区分して規定。									
児童虐待対応で調査や子どもの保護を実施している機関	児童相談所(都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市が設置)	児童保護サービス機関(州又は郡の公的な児童福祉部門の一部)	Children Social Care	青少年局									
設置数	<p>228カ所(R4.4)</p> <p>※1カ所当たりの人口約55万人(※1)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <tr> <td>全中核市に設置</td> <td>+58カ所</td> <td>44万人に1カ所</td> </tr> <tr> <td>さらに全特別区に設置</td> <td>+18カ所</td> <td>41万人に1カ所</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>304カ所</td> <td></td> </tr> </table>	全中核市に設置	+58カ所	44万人に1カ所	さらに全特別区に設置	+18カ所	41万人に1カ所	合計	304カ所		<p>各州に置かれているが、児童福祉担当機関の規模は州によって異なる。</p> <p>(例)</p> <p>○ロサンゼルス郡 人口約870万人/GPS17支所 1支所当たりの人口約51万人(※1)</p> <p>○マサチューセッツ州(精査中) 人口約686万人/DCF地域事務所28ヶ所 1地方事務所当たりの人口約24万人(※1)</p> <p>○オレゴン州(精査中) 人口約414万人/DHSの虐待通報窓口36ヶ所 1窓口当たりの人口約12万人(※1)</p>	<p>各地方自治体(152自治体)に置かれている。</p> <p>大きな地方自治体によっては、支部等が置かれているが、どのような配置にするかは地方自治体によって異なる。</p> <p>※1自治体当たりの人口約37万人(※1)</p>	<p>広域主体(16州)に一つの州青少年局、地域主体に一つの青少年局が置かれている(51ヶ所)。</p> <p>※1カ所当たりの人口約16万人(※1)</p>
全中核市に設置	+58カ所	44万人に1カ所											
さらに全特別区に設置	+18カ所	41万人に1カ所											
合計	304カ所												

※1 人口を機械的に割ったもの。

※2 アメリカでChild protective servicesを担う行政機関は、州によって名称が異なる。(Department of Children & Families, Department of Human Services等)

【出典】外務省HP、マサチューセッツ州DCFHP、オレゴン州DHSHP、アメリカ統計局HP、イギリス統計局HP

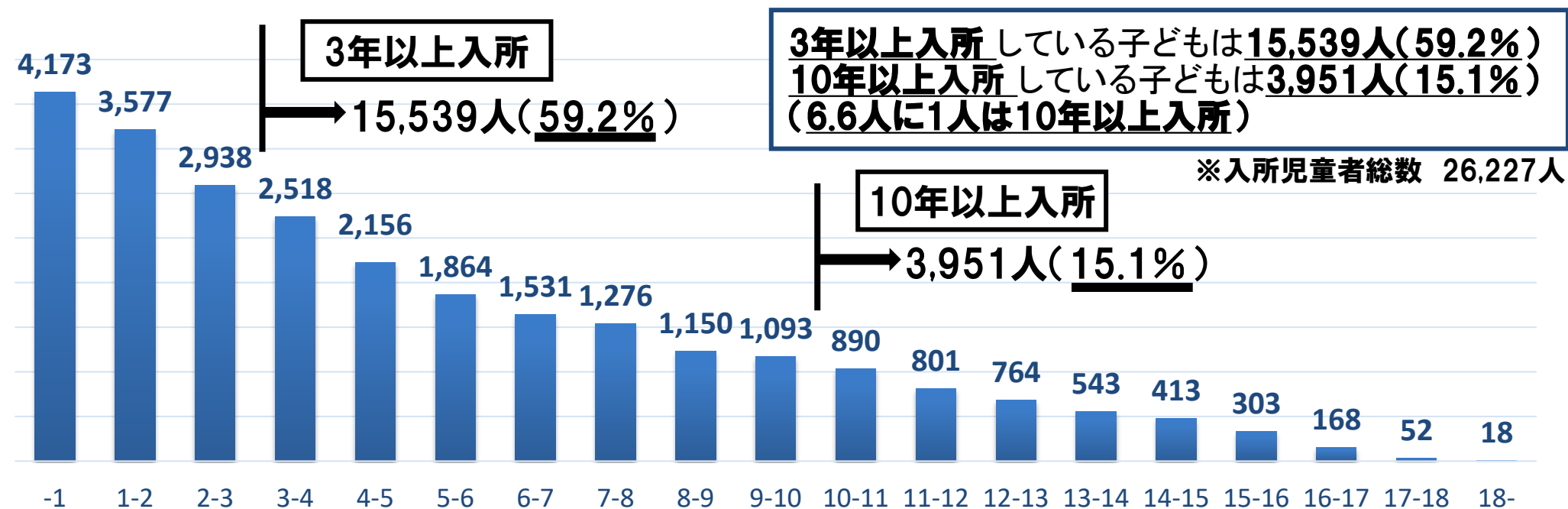
平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(アメリカ、イギリス、ドイツ)

「アメリカ・イギリス・北欧における児童虐待対応について」(児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会(第3回)(平成26年10月31日)増沢高氏(子どもの虹情報研修センター研修部長)提出資料)

岩志和一郎編著「児童福祉と司法の間の子の福祉—ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携—」(尚学社)(2018年11月)

(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

長過ぎる児童養護施設の入所期間（2020年）



3年以上入所している子どもは**15,539人(59.2%)**
 10年以上入所している子どもは**3,951人(15.1%)**
 (6.6人に1人は10年以上入所)

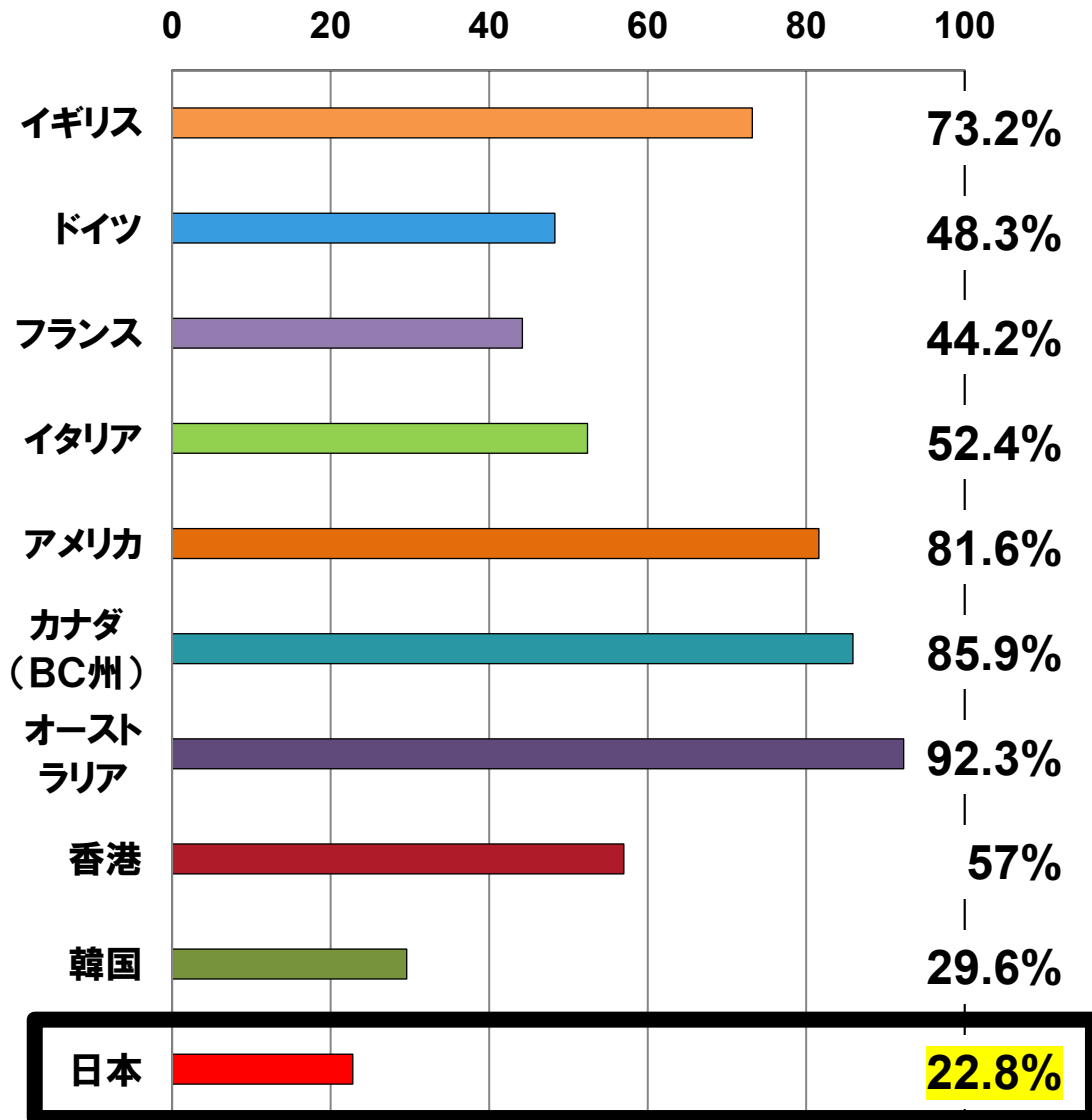
少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」(令和2年10月1日現在)

〈入所児童数ベース〉

	入所児童 総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設 (「できる限り良好な家庭的環境」)		
		大舎等	「小規模グループケア」		分園型	地域小規模 児童養護施設		
			「施設内ユニット型」	「別棟」				
人数 (構成比(%))	24,234 (100.0)	20,358 (84.0)	10,575 (43.6)	7,726 (31.9)	2,057 (8.5)	3,876 (16.0)	1,147 (4.7)	2,729 (11.3)

(出典) 厚生労働省子ども家庭局調べ (児童養護施設数 606か所)

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(注) 2010年前後の値、日本のみ2020年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

(注) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。8

(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

70 都道府県市別里親等委託率（令和2年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

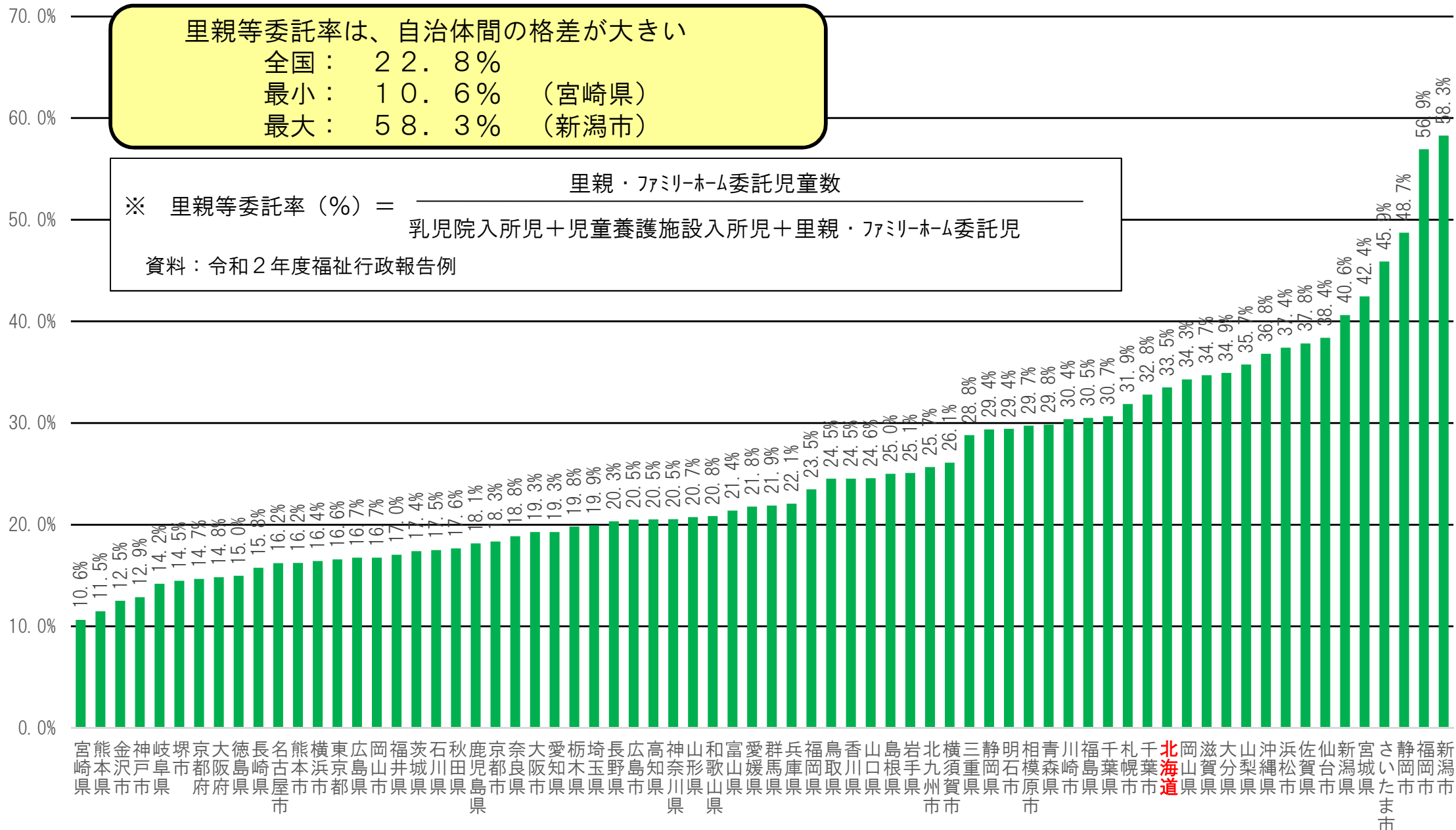
全国： 22.8%

最小： 10.6%（宮崎県）

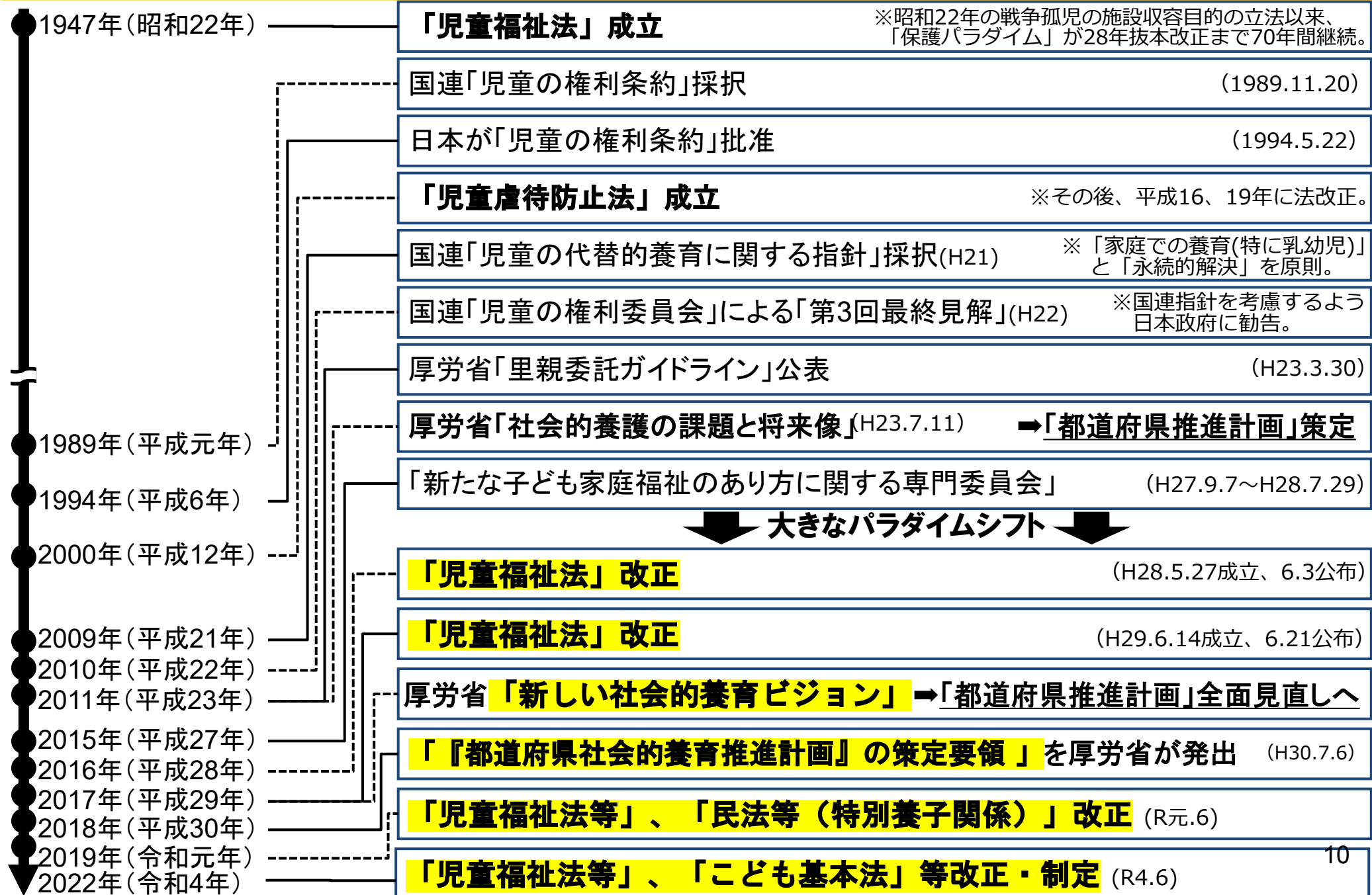
最大： 58.3%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：令和2年度福祉行政報告例



社会的養育関連政策の推移



「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄)

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

改正後の条文

第一条 (子どもの権利)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

第二条 (子どもの最善の利益優先原則)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、**心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二 (家庭養育優先原則)

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略) 児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

平成28年 児福法抜本改正における基本姿勢

- 「百万人の敵あれども、我一人行かん。」
—— 腹を据え、動じず、妥協しない。
- 信頼する外部専門家と緊密に議論、自ら方針決定。
—— 「**大臣指示**」を7回連発。
- 先手必勝。
—— 審議会等には、考えの近い人材を投入。
—— 法改正前年9月の審議会で、「来年通常国会へ法案提出」と決意表明。
- 法案提出期限（3月中旬）を使った「時間切れ作戦」は、お断り。
—— 提出期限を正式に延長（2007年公務員制度改革法案は、4月下旬に国会提出の後、成立させた実績）。

「社会的養育」では「法律問題」が不可避→児相に常勤弁護士必置を

- 「基本的人権」は、子どもを含め、全国民が等しく享有（日本国憲法）。
- 「要保護児童→社会的養育」問題の多くは、「親の権利」と「子どもの権利」の鋭い対立。
 - ➔ 「法律問題」として解決の要（「民法」 vs. 「児福法」・「こども基本法」）。
 - 「全て児童は、…『適切な養育を受ける権利』…を有する」（児福法第一条）。
- 被虐待児を守り、「健全な養育」を確保するには、「現場での適時適切な法律判断」が必要。
 - ➔ 執行現場の児相には、ソーシャルワークを理解し、迅速に判断できる常駐・常勤弁護士が必要。
 - 「非常勤・契約顧問弁護士」では、ソーシャルワークの現場におらず、一時保護時、親子分離時など、「子どもの権利実現に資する適時の法的判断」は困難。

「要保護児童問題」が「法律問題」である事の例

- 「一時保護」は「行政による、子どもと親、双方の権利を侵害する可能性のある身柄拘束」。
➡ 漸く、令和4年児福法改正で「全ての一時保護開始時の司法関与」を導入。
- 「一時保護時の通学停止」は、子どもに均しく認められている「学校において教育を受ける権利」を侵害。
- 「親の同意が得られないために里親に出せない」との論理は、親の論理優先により「子どもの健全な養育を受ける権利」を侵害し、子どもの「家庭養育優先原則」による愛着形成機会を奪う恐れ。
 - 例えば、乳児院入所2年経過後に初めて里親に措置することは、愛着形成の最重要時期（0～2歳）における健全な養育機会の権利を奪う恐れ。
 - 児童相談所の一部では、要保護児童の措置に関し、**施設か里親かは児相が決める前提で協議**を進め、**同意書**では「施設や里親」へ預けることに同意を求めている。

「乳幼児期は家庭養育」は28年法改正以降、わが国の大原則

- ドイツでは就学前まで、英国では小学校卒業まで、「里親・養子等家庭養育」が原則。
——いずれも、施設入所は家庭養育が困難で、特別な専門的なケアが必要なケースに限定。
- 日本では、平成28年児福法改正論議開始時から、「乳幼児期は施設入所ではなく、原則『家庭養育（里親・養子）』」との法律上の明記を、「大臣指示」により繰り返し主張。
➔結果、改正法公布時の「局長通知」において、「乳幼児期における家庭養育原則」を「国の原則」として児相設置自治体に明確に発信。

平成28年6月3日、厚労省雇・児局長通知<改正児福法公布通知>

（「里親ガイドライン」にも同様に明記）

「・・・養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である。**特に就学前の乳幼児期は**、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、**養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則**とすることとする。」

乳児院からの措置解除および措置変更の状況

(上段は人、かっこ内は%)

		乳児院退所者									
		家庭復帰へ	家庭と同様の養育環境へ			施設へ		その他			
			里親へ	FHへ	養子縁組へ	児童養護施設へ	その他施設へ				
平成25年度	人数 (構成比)	2,131 (100.0)	957 (44.9)	307 (14.4)	224 (10.5)	31 (1.5)	52 (2.4)	730 (34.3)	684 (32.1)	46 (2.2)	137 (6.4)
平成28年度	人数 (構成比)	1,965 (100.0)	854 (43.5)	377 (19.2)	280 (14.2)	15 (0.8)	82 (4.2)	611 (31.1)	567 (28.9)	44 (2.2)	123 (6.3)
令和元年度	人数 (構成比)	1,877 (100.5)	736 (39.2)	438 (23.3)	413 (22.0)	25 (1.3)	99 (5.3)	648 (34.5)	531 (28.3)	117 (6.2)	55 (2.9)

「里親委託ガイドライン」における記述

1 乳児院からの措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

現状

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

「『家庭的』の定義が不明確」
かつ
「優先順位も不明確」

- ①【家庭】・実父母や親族等
- ②【家庭における養育環境と同様の養育環境】

616件/年
(H29年)

特別養子縁組
成立数

概ね5年以内に年間
1,000人以上、その後も増加

【家庭的養護】

- ・里親
- ・ファミリーホーム

今後十数年をかけて、
概ね1/3

19.7%
(H30.3時点)

里親委託率

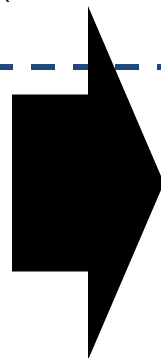
- 3歳未満
- それ以外の就学前
- 学童期以降

概ね5年以内に75%以上
概ね7年以内に75%以上
概ね10年以内に50%以上

【できる限り家庭的な養育環境】

- ・小規模グループケア
- ・グループホーム

今後十数年をかけて、
概ね1/3



③【できる限り良好な家庭的環境】

- ・小規模かつ地域分散型施設

【施設養護】

- ・児童養護施設
- ・乳児院等
(児童養護施設は
全て小規模ケア)

今後十数年をかけて、
概ね1/3

【施設の新たな役割】

施設入所は、措置前の一時的な入所に
加え、高度専門的な対応が必要な場合
が中心。高機能化、多機能化を図り、地
域で新たな役割を担う。

「社会的養護(代替養育)を必要とする子ども数」の考え方の相違点

・・・18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、
これと同様の推移を見込むか、(略)、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

・・・市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズ
が掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの
数は増加する可能性が高いことに留意して計画を
立てる。

「法律の抜本改正」だけでは安心できない

- 法律にしない限り、大臣答弁も検討会とりまとめも、「上書き」が可能。
——「新しい社会的養育ビジョン」は風前の灯火だった。
- 法律化できない事項は、政省令、局長通知等発出まで手を抜かない。
「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」は、「結愛ちゃん、美愛ちゃん」の命の賜物の局長通知（平成30年7月6日）。

都道府県は国の目標を踏まえ、里親委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

4. 項目ごとの策定要領

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

(計画策定に当たっての留意点)

iii

○ **国**においては、

「**概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上**」、「**概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上**」の実現に向けて、**取組を推進**する。

○ **都道府県**においては、

これまでの地域の実情は踏まえつつも、

①子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び

②上述した数値目標

を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

なお、数値目標の設定は、(中略)、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○ **国**としては、

必要な**支援策を講じる**とともに、**委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォロー**の上、都道府県の**代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証**する。**進捗状況は、毎年、公表**する。

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について（平成30年7月6日厚労省付局長通知）

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、**子どもが権利の主体**であることが位置付けられるとともに、子どもの**家庭養育優先原則**が明記された。

また、児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「**新しい社会的養育ビジョン**」が取りまとめられた。

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、**施設での養育を必要とする子どもの養育**に関し、「**できる限り良好な家庭的環境**」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、**施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化**を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

（略）

都道府県社会的養育推進計画の提出状況等について（令和2年度末時点）

- 都道府県の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求め、プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、補助メニューの拡充等を図るとともに、
 - ii 集中取組期間における補助率の嵩上げを実施することにより、意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	2018年度末実績	5年目(2024年度末)		7年目(2026年度末)		10年目(2029年度末)	
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上
北海道(札幌市)	34.5%(29.7%)	80.2%	-	-	-	-	-
青森県	27.8%	38.5%	48.0%	52.5%	60.9%	62.2%	47.9%
岩手県	26.2%	55.3%	55.3%	48.2%	55.3%	52.6%	46.6%
宮城県	40.2%	38.5%	44.4%	55.3%	51.9%	63.2%	62.2%
秋田県	12.2%	57.9%	-	-	-	40.0%	-
山形県	20.0%	76.2%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%
埼玉県(さいたま市)	18.8%(40.0%)	36.0%	-	-	-	-	-
千葉県	27.9%	57.0%	-	-	75.4%	50.5%	32.5%
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%
新潟県(新潟市)	40.0%(55.9%)	53.0%	-	-	61.0%	77.0%	57.0%
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%
石川県(金沢市)	15.9%(15.4%)	40.0%	-	-	※1 60.0%		35.0%
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%
山梨県	28.8%	76.1%	-	-	※1 75.0%以上		50.0%
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%
岐阜県	16.1%	48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%
静岡県	21.9%	45.0%	-	-	65.0%	58.0%	46.0%
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%
京都府	14.8%	26.7%	33.3%	33.3%	40.0%	40.0%	33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%
和歌山県	20.5%	32.0%	41.4%	38.2%	55.6%	46.4%	42.1%
鳥取県	24.6%	13.9%	31.4%	49.0%	58.8%	59.6%	60.8%
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上		概ね40%以上
岡山県(岡山市)	32.7%(14.0%)	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	34.0%

	2018年度末実績	5年目(2024年度末)		7年目(2026年度末)		10年目(2029年度末)	
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上
広島県(広島市)	14.1%(18.8%)	29.0%	-	-	43.5%	44.0%	42.4%
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	-	※2 45.0%		-
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	51.7%	40.5%		70.0%	70.0%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%
高知県	18.7%	40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県(熊本市)	12.4%(10.8%)	45.6%	55.4%	44.0%	70.9%	58.5%	30.3%
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~75.0%	35.0%~50.0%
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	-	※2 40.0%		-
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%
千葉市	31.2%	55.6%	-	-	73.7%	74.1%	50.0%
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%
静岡市	48.5%	53.0%	60.0%	62.0%	64.0%	58.0%	52.0%
浜松市	26.7%	56.0%	-	-	67.0%	59.0%	49.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	-	※1 58.3%		30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%
福岡市	47.9%	※2 77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	-	※2 45.0%		-
明石市		85.7%	85.7%	75.0%	100.0%	100.0%	62.1%

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
	要保護児童	専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	11,853世帯	715世帯	5,619世帯	610世帯
委託里親数	3,774世帯	171世帯	353世帯	565世帯
委託児童数	4,621人	206人	384人	808人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

里親に支給される手当等

里親手当
(月額) 養育里親 90,000円(2人目以降:90,000円)
専門里親 141,000円(2人目:141,000円)

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費(食費、被服費等。1人当たり月額) 乳児 60,390円、乳児以外 52,370円

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等)

※令和4年度単価

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

《フォスタリング機関とは？》

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務をフォスタリング業務と呼ぶ）は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとするのが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、フォスタリング機関）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

《「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設》

（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

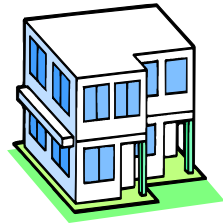
特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制



都道府県
(児童相談所)

統括責任者<<常勤>>

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

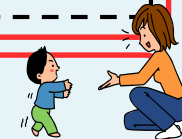
- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>、
自立支援担当支援員<<常勤又は非常勤>>

事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別交付決定額（令和3年度）

- 令和3年度における里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別の交付決定額は以下のとおり。
 （国負担1／2（又は2／3），都道府県・指定都市・児童相談所設置市負担1／2（又は1／3））
 ※里親等委託推進提案型事業については定額（国負担10／10相当）

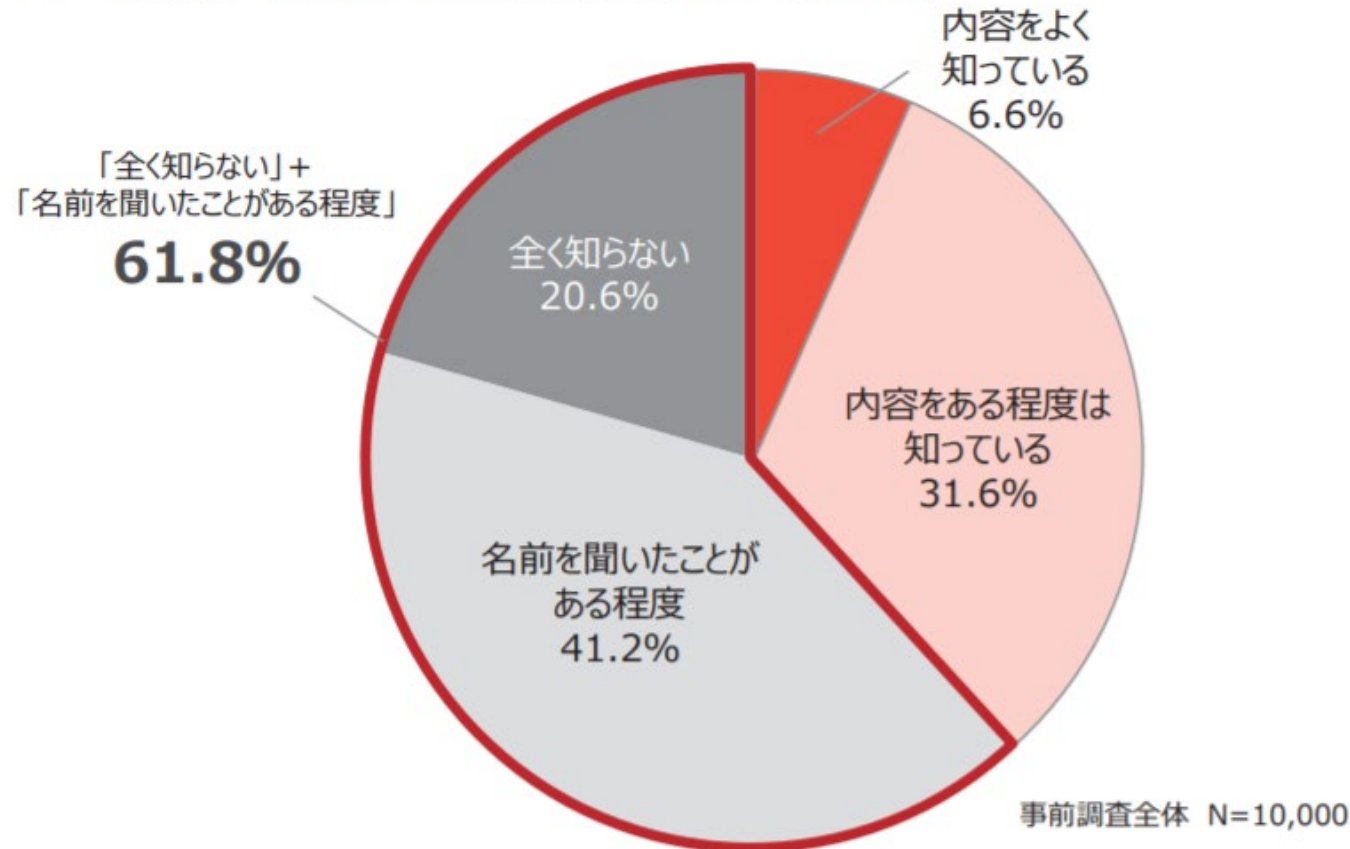
自治体名	交付決定額	自治体名	交付決定額	自治体名	交付決定額
北海道	18,972,000	京都府	3,202,000	千葉市	15,108,000
青森県	9,663,000	大阪府	107,477,000	港区	25,665,000
岩手県	4,178,000	兵庫県	43,210,000	世田谷区	30,254,000
宮城県	29,670,000	奈良県	6,110,000	豊島区	895,000
秋田県	9,448,000	和歌山県	30,748,000	荒川区	19,085,000
山形県	5,513,000	鳥取県	7,783,000	江戸川区	26,962,000
福島県	9,168,000	島根県	1,830,000	横浜市	19,277,000
茨城県	45,988,000	岡山県	3,628,000	川崎市	56,814,000
栃木県	28,300,000	広島県	8,449,000	相模原市	4,641,000
群馬県	12,458,000	山口県	15,189,000	新潟市	2,035,000
埼玉県	54,167,000	徳島県	6,476,000	静岡市	12,266,000
千葉県	17,746,000	香川県	3,005,000	浜松市	4,365,000
東京都	160,895,000	愛媛県	350,000	名古屋市	22,196,000
神奈川県	36,728,000	高知県	28,804,000	京都市	18,435,000
新潟県	6,405,000	福岡県	83,622,000	大阪市	54,952,000
富山県	4,342,000	佐賀県	39,968,000	堺市	7,347,000
石川県	4,467,000	長崎県	12,020,000	神戸市	10,277,000
福井県	7,719,000	熊本県	62,336,000	岡山市	3,070,000
山梨県	19,950,000	大分県	20,643,000	広島市	4,435,000
長野県	12,639,000	宮崎県	18,566,000	北九州市	3,815,000
岐阜県	60,124,000	鹿児島県	3,137,000	福岡市	42,402,000
静岡県	25,437,000	沖縄県	15,666,000	熊本市	37,000,000
愛知県	16,877,000	札幌市	22,852,000	横須賀市	3,486,000
三重県	26,421,000	仙台市	3,363,000	金沢市	300,000
滋賀県	15,045,000	さいたま市	2,858,000	明石市	8,060,000
				合計	1,626,754,000

日本財団の里親意向調査（2017年11月）

① 里親の認知度

- 「全く知らない」「名前を聞いたことがある程度」 61.8%

- 「里親」について知っている度合（事前調査SQ3/P28）



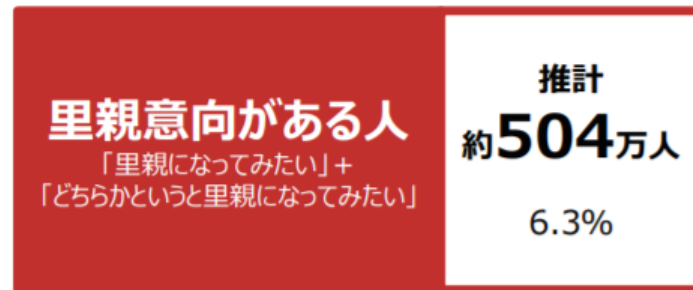
②里親制度について、ほとんどの人が正確に理解していない

	知っていた	なんとなく知っていた	知らなかった
里親には子どもの生活費として養育費が支給される	1.9%	10.7%	87.4%
2ヶ月などの短期間でもできる	2.6%	10.1%	87.3%
共働きでも里親になれる	6.6%	20.4%	73.0%
日本には里親を必要としている子どもが3万人いる	3.2%	13.7%	83.1%

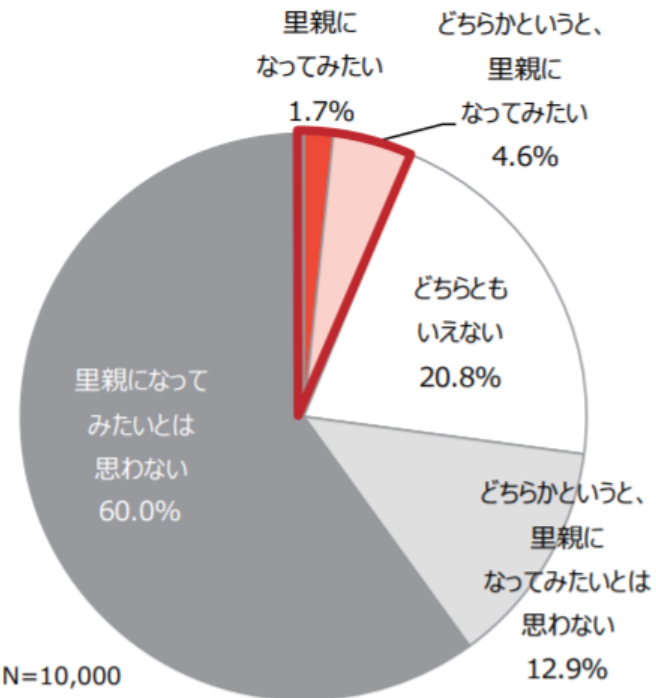
③ 里親潜在候補者の数

- 全国では6.3%が「里親になってみたい」「どちらかというとも里親になってみたい」と回答。
- 20代～60代の男女人口で算出すると、推計504万人

- 里親になってみたいと思う割合（事前調査SQ7/P30）



※推計元は、平成27年国勢調査のデータを用いた
※20代～60代の男女総人口（およそ8000万人）で算出



④ 里親候補の世帯数の推計

<コラム1> 里親意向のある世帯数



500万人！でも里親になるにも条件があるようだし、“実際に里親になることができる世帯数”に換算すると、どのくらいなのですか？

今回の推計では“里親候補”として考えられる世帯を、
以下3つの条件と仮定してみましょう。

- ① 30代～60代
- ② 夫婦のみ、もしくは夫婦と子どものみ世帯
- ③ 本人/同居人ともに生活保護を受けていない

上記3つの条件に該当する世帯をおよそ1,780万世帯としたときに、
里親意向をもつ世帯数を推計すると、およそ**100万世帯**となります。



約100万世帯！

現在、施設で生活している子どもは約**3万人**ですから、
里親を求めている子どもたちの多くが家庭で生活できる可能性がありそうですね！

➤ 里親に支給される手当等の構造

里親手当 養育里親 児童1人あたり月額 90,000円
 専門里親 児童1人あたり月額 141,000円

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ（43,000円 → 90,000円）

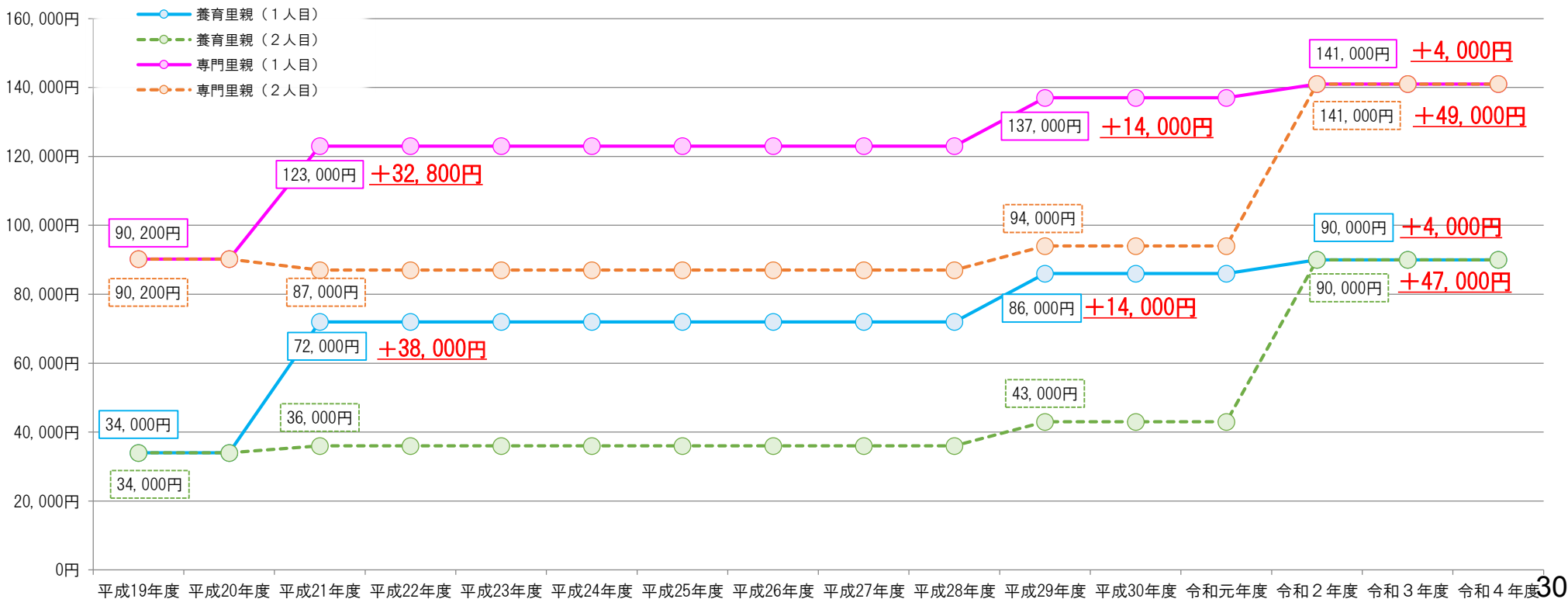
+

一般生活費（食費、被服費等） 乳児 1人あたり月額 59,510円
 乳児以外 1人あたり月額 51,610円

+

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）

➤ 里親手当額の推移



児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

令和4年児福法等改正における前進と足踏み

- 「一時保護開始時の司法審査導入」は子どもの「権利主体性」確立に一步前進（「先送り」を逆転）。
- 「子ども家庭福祉士（仮称）」＜国家資格＞導入決着先送り（R8.4）は「大人の都合」によるものであり、子ども達には大きなマイナス。
 - 高齢者等の包括的ソーシャルワーク → 「社会福祉士」
 - 精神障がい者のソーシャルワーク → 「精神保健福祉士」
 - 子どものソーシャルワーク → ???
 - 「子ども家庭福祉士（仮称）」
- 「『里親支援センター』の児童福祉施設扱い」等、義務的経費化を伴う「児童相談所と民間との協働」支援強化は評価。
 - ただし、「何ちゃって『里親支援センター』」には要注意。
- 市区町村の体制強化の方向性も評価
- 子どもの「意見聴取」、「意見表明支援」は子どもの権利重視を促進。

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

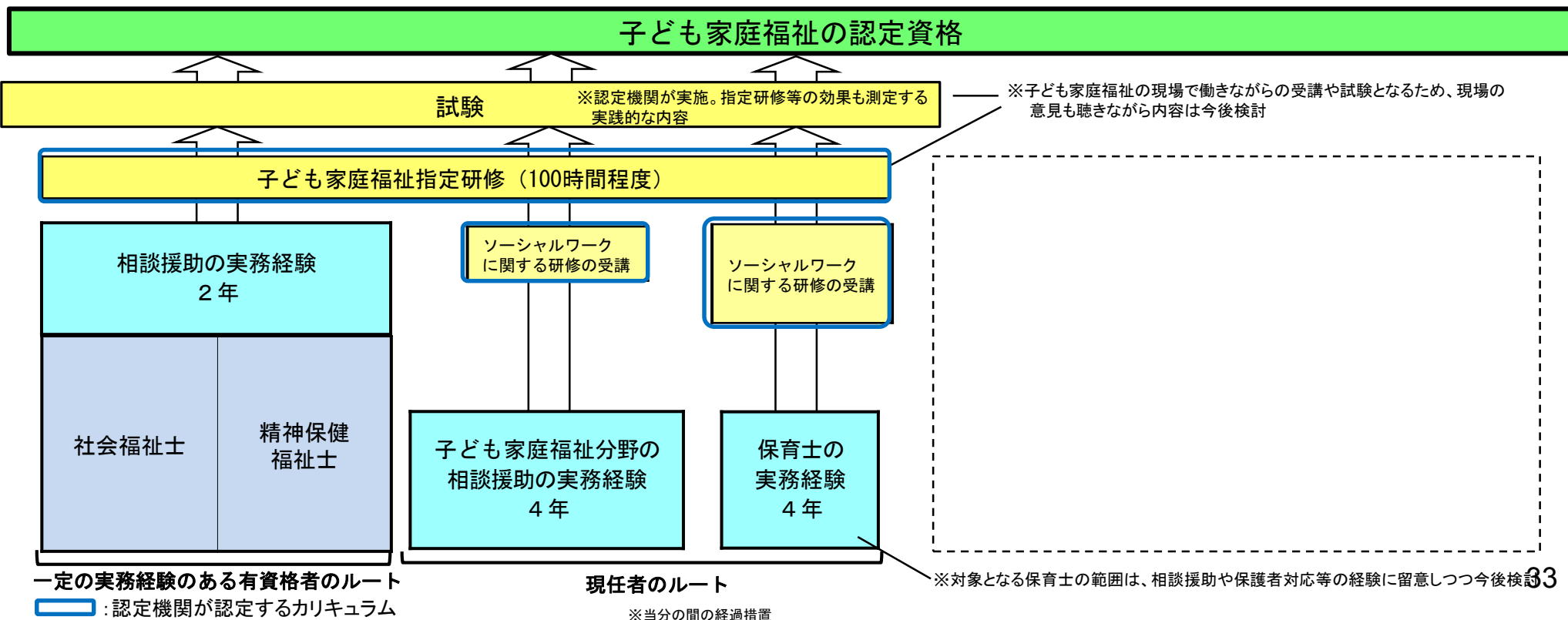
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



「子ども家庭福祉士(仮称)」の潜在ニーズ概数(厚労省資料から固めに試算)

2022. 1. 7

施設種別	箇所数・人数	子ども家庭福祉士(仮称)の潜在ニーズ	
児童相談所	225 箇所		
	225 人(所長)	225 人(所長全員と仮定)	
	5,168 人(児童福祉司)	5,168 人(児童福祉司全員と仮定)	
一時保護所	145 箇所	145 人(1箇所1人と仮定)	
児童福祉施設	乳児院	144 箇所	
		435 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員)	435 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
	児童養護施設	612 箇所	
		1,261 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員)	1,261 人(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定)
		13,089 人(直接処遇職員を含む全職員数)	6,545 人(困難事例への集中を踏まえ直接処遇職員等の半数と仮定)
	児童心理治療施設・児童自立支援施設	109 箇所	
		110 人(家庭支援専門相談員)	110 人(家庭支援専門相談員を全員と仮定)
	母子生活支援施設	212 箇所	212 人(1箇所1人と仮定)
	障害児入所施設	474 箇所	1,422 人(1箇所3人と仮定)
	児童家庭支援センター	144 箇所	432 人(1箇所3人と仮定)
自立援助ホーム	193 箇所	579 人(1箇所3人と仮定)	
アフターケア事業所	95 箇所	285 人(1箇所3人と仮定)	
フォスタリング機関	222 箇所	666 人(1箇所3人と仮定)	
養子縁組民間あっせん機関	22 箇所	66 人(1箇所3人と仮定)	
保育所等	23,539 箇所	23,539(1箇所1人と仮定)	
児童発達支援センター	737 箇所	2,211 人(1箇所3人と仮定)	
小児科を標榜している病院	2,556 箇所	2,556 人(1箇所1人と仮定)	
合計		45,857 人	

【参考】

○仮に市区町村虐待担当対応窓口職員を全員、子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、9,370 人のニーズ。

市区町村	1,741 市町村	9,370 人(虐待担当対応窓口職員)	9,370 人(虐待担当対応窓口職員全員と仮定)
合計			9,370 人

○中学校区に1人配置、高校に1人配置したスクールソーシャルワーカーを、全員子ども家庭福祉士(仮称)を配置したと仮定すると、8,575 人のニーズ。

学校	小学校中学校	小:13,525 箇所 中:7,020 箇所	3,323 人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)
		3,323 人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、中学校区に1人配置と想定すると、7,020 人
高校	1,555 箇所	411 人(スクールソーシャルワーカー全員と仮定)	
	414 人(スクールソーシャルワーカー)	将来的には、すべての高校に1人配置と想定すると、1,555 人	
合計			8,575 人

○社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(2020年11月、公益社団法人社会福祉振興・試験センター)

社会福祉士(登録数) 250,290 人

精神保健福祉士(登録数) 90,828 人

なお、精神保健福祉士で、福祉・介護・医療の分野で働いている人の割合は 75.2%。これを登録数に乗じると、約 68,300 人となる。

○医療福祉系国家資格登録数(各団体の HP より)

・視能訓練士 15,351 名

・臨床工学技士 約 24,000 名

・言語聴覚士 36,255 名

・公認心理師 42,678 名

家庭養育推進施策における今後の課題等（その1）

（児童相談所、制度等）

- 中核市への児童相談所必置化（保健所並び）
- 全ての児童相談所に「里親推進課（仮称）」を設置、専門担当者を増員
- ITC・AI活用を含む要保護児童の情報の早期一元・共有システム化
- 一時保護時の子どもの通学権等権利保障の徹底
- 全児相設置自治体での「アドボケイト制度（意見表明支援員）」の整備
- 「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設
- 里親、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設
- 施設の高機能化・多機能化、施設体系の見直し
- 児童相談所、施設等を客観評価する「日本版Ofsted」の創設

家庭養育推進施策における今後の課題等（その2）

（里親養育、特別養子縁組の推進）

- 全ての児童相談所に「**里親推進課（仮称）**」を設置、専門担当者を増員（再掲）
- 民間フォスタリング機関空白区の早期解消、専門性・質向上（研修等）
- 民間フォスタリング機関の実効性ある第三者評価（含む「アウトカム」）
- 里親制度における専門性向上、多類型化（含む「一時保護里親」）
- 里親、施設での「**ケアニーズに応じた措置費制度**」の早期創設（再掲）
- TVでのゴールデンアワー放映等、政府広報の格段の強化

（基礎自治体による家庭養育支援）

- 市区町村による実効性あるソーシャル・ワーク、児相相談所・児童家庭支援センター・民間NPO等との連携
- 市区町村における子ども家庭担当ソーシャルワーカーの量、質ともの向上

（全国の官民人材の資質向上）

- 「こども家庭福祉士（仮称）」の早期国家資格創設

こども基本法案 概要

- **日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**
 - ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、**
- こども施策を総合的に推進すること

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他**こどもの養育環境の整備**

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ **意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱の策定**
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

- 施策に対するこども等の**意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携の確保**
- この法律・児童の権利に関する条約の**周知**
- 施策の**充実及び財政上の措置等**

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の**重要事項の審議・こども施策の実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が**基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備**その他の基本理念にのっとり**こども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

「こども基本法」の評価と課題

- 「こども基本法」の「基本理念」に、「子どもの権利条約」の「4原則」を包摂。
 - ➔ 「子どもの権利」に関する包括的法律としての意義。
- 児童福祉法第一条、二条の子どもの権利主体性は、概ね確保。
」の創設
- 「子どもコミッショナー」の設置は、将来検討事項。
 - ➔ 施行後5年（令和10年4月）を目途に、「公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他・・・基本理念に則ったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討。」
 - ➔ 実現に向け、相当かつ周到な努力の要。

「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

